

大 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 15 日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の
氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1 番	永	尾	学	8 番	龍	誠	一
2 番	宮	崎	貴 仁	9 番	平	木	一 朗
3 番	古	賀	寿 典	10 番	内	藤	栄 治
4 番	西	田	学	11 番	川	野	栄 美 子
5 番	馬	渕	清 博	12 番	遠	藤	博 昭
6 番	永	島	幸 夫	13 番	永	島	守
7 番	宮	崎	稔 子				

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	江	藤	義	行
教	育	長	横 大 路	智	毅
会 計 管 理 者 長		添	島	良	徳
(兼) 会 計 課					
人 事 秘 書 課 長		山	口		馨
(併) 監 査 事 務 局 長					
総 務 課 長		龍		健	司
(併) 選挙管理委員会事務局 長					
企 画 課 長		辻			悟
学 校 教 育 課 長		緒	方	範	子

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西	原	真
議 会 事 務 局 書 記	古	賀	直
議 会 事 務 局 書 記	松	家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	原		耕 平

4. 付議事件

1. 開 会 の 宣 告

1. 会 期 の 決 定

1. 諸 般 の 報 告

1. 議 案 の 上 程

報告第1号 専決処分の報告について（大川市福祉会施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償）

報告第2号 令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和8年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について

報告第3号 令和7年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

報告第4号 令和7年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第5号 令和7年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について

報告第6号 令和7年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について

議案第22号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）

議案第23号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第24号 専決処分の承認について（大川市保育所設置条例の一部を改正する条例）

議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第2号）

議案第27号 財産の取得について

議案第28号 大川市副市長の選任について

議案第29号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第30号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第31号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第32号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第33号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第34号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第35号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第36号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第37号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第38号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第39号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第40号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第41号 大川市農業委員会の委員の選任について

議案第42号 大川市農業委員会の委員の選任について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第1号～第6号)

1. 一部議案質疑・討論・採決

(議案第22号～第24号、第28号～第42号)

1. 一 部 議 案 質 疑

(議案第25号、第27号)

1. 委 員 会 付 託

(議案第25号、第27号)

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第25号、第27号)

午前9時30分 開会

○議長（永島 守）

皆さんおはようございます。議会を開会する前に申し上げておきたいと思います。

傍聴人の皆さん方に、ぜひ御静粛に願いたいと思います。地方自治法第130条第1項の規定により、傍聴人は議事について公然と可否を表明し、または騒ぎ立てるなど、会議を妨害することは禁止されておりますので、御静粛にさせていただきたいをお願いをしておきたいと思います。

それでは、各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第1号 専決処分
の報告について（大川市福祉施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償）など
27件であります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、
本日から6月26日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月26日までの12日間と決定
いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおり
といたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果及び定期監査について並びに住民監査請求書の提出について監査
委員から報告並びに通知があっておりますので、御報告を申し上げます。

なお、これらの内容についてはお手元にその写しを配付しておりますので、それにより御
承知のほどお願いいたします。

次に、来る5月27日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第102回全国市議会議
長会定期総会に出席いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

本総会に提出されました議案は、各部会提出議案26件と会長より提出されました議案5件
でございました。

その主なものは、部会提出議案として、水道施設の耐震化・老朽化対策に向けた財政支援
の充実・強化を求める要望、地方公共団体情報システムの標準化に伴う財政措置の強化を求
める要望、公立学校施設の老朽化対策及び整備に係る財政支援を求める要望、農村の維持活
性化に向けた取組を求める要望、防災・減災対策と地域活性化のための道路整備を求める要
望などでございました。

また、会長提出議案として、多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能強化に関する決議、地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議、頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議などがなされました。

議長会といたしましては、いずれも多く地方自治体が課題としている重要な案件ばかりでありますことから、満場一致をもってこれらを採択し、関係機関に対し、強力な実行行動を展開することに決定いたしましたところでございます。

なお、本総会において、永年勤続議員に対する表彰が行われました。本市議会からは、30年以上の永年勤続議員として私が表彰を賜り、また、15年以上の永年勤続議員として内藤栄治議員が表彰の栄に浴されましたので、この際、御報告を申し上げます。

表彰を受けられました内藤栄治議員に対し、心からお喜びを申し上げますとともに、ますますの御活躍をいただきますよう御祈念申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時35分 休憩

午前9時39分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案27件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第1号 専決処分の報告について（大川市福祉施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償）から議案第42号 大川市農業委員会の委員の選任についてまでの案件27件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、令和8年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多端の中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は27件でございますが、その内訳は、報告6件、条例議案3件、予算議案2件、そのほか16件であります。

まず、報告第1号 専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和8年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について御説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告するものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第3号 令和7年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、庁舎大規模改修事業のほか2事業に要する経費につきまして、令和7年度の継続費通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 令和7年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、庁舎照明器具LED化工事費ほか6事業に要する経費につきましては、年度内に支出を終えることができなかったため、令和8年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号 令和7年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、配水管布設替工事に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和8年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号 令和7年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、水処理施設増設事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和8年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第22号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、議案第23号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年4月1日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、議案第24号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本議案は、令和8年度から認定こども園大川中央保育園において乳児等通園支援事業を実施するに当たり、大川市保育所設置条例第1条において定めている目的に乳児等通園支援事業を定めておく必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市保育所設置条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、旧緒方家住宅整備事業について、工期延長及び物価上昇等に伴い契約変更が必要となったことから、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正をお願いするものであり、その概要について御説明を申し上げます。

教育費につきまして、旧緒方家住宅保存修理工事監理業務委託料500万円及び旧緒方家住宅保存修理工事費2,000万円を計上し、今回の補正総額は2,500万円となったところでありますが、これが財源といたしましては、繰越金及び市債をもって充当する次第でございます。

次に、継続費の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、総額及び令和8年度の年割額の変更をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第26号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでございます。

総務費につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金557万4千円を計上いたしております。

民生費につきましては、公費負担医療費助成システム改修業務委託料264万円及び保育所等給食支援費補助金1,536万3千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、水田農業DX推進事業費補助金934万4千円及び農業担い手機械導入支援事業費補助金411万9千円等、計1,357万6千円を計上いたしております。

教育費につきましては、学校安全総合支援事業70万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は3,785万3千円となったところでございますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当する次第でございます。

次に、議案第27号 財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、大川市消防団第1分団第4部の消防ポンプ自動車について買換えを予定しているため、購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第28号 大川市副市長の選任について御説明を申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長に本村和也さんを選任しようとするものでございます。

既に御承知のとおり、本村さんは豊富な行政経験の持ち主であり、市職員として市勢の発展に貢献されてきたところでございますが、その豊かな知識と経験を生かした行政手腕は高く評価されてきたところでございます。行財政改革をはじめ、多くの行政課題に対し積極的な取組を行っている本市におきまして、市政を円滑に進めていく上で必要不可欠な人材であると確信しております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第29号から議案第42号までにつきましては、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了することに伴い、新たに農業委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決をいただきますようよろしくよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りをいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第1号 専決処分の報告について（大川市福祉会施設入口のコンクリートブロック破損事故の損害賠償）、報告第2号 令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和8年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、報告第3号 令和7年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について、報告第4号 令和7年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第5号 令和7年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について、報告第6号 令和7年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について、議案第22号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）、議案第23号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第24号 専決処分の承認について（大川市保育所設置条例の一部を改正する条例）、議案第28号 大川市副市長の選任について、議案第29号から議案第42号までの大川市農業委員会の委員の選任について、以上の24件については委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第1号から報告第6号までの6件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑の通告はございませんので、次に進みます。

次に、議案第22号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑の通告はあっておりません。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第22号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第23号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第23号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第24号 専決処分の承認について（大川市保育所設置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑の通告はあっておりませんので、次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第24号 専決処分の承認について（大川市保育所設置条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第28号 大川市副市長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います、質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

賛成、反対をお願いします。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）はい。それから、4番西田議員、賛成ですか、反対ですか。（「賛成」と呼ぶ者あり）はい、賛成。（「5番反対」と呼ぶ者あり）はい、5番反対。（「12番反対です」と呼ぶ者あり）12番反対ですね。（「はい、反対です」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、討論は反対から行いますので、9番平木議員。

○9番（平木一朗）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号9番の平木です。申し上げる前に、一言申し上げさせていただきます。

市民の方、そして市外、また県外の方より、この大川市議会、いろんな形でいろいろと動画とかも出ておりますけれども、方言で聞き取れないという意見をいただきましたので、今日は原稿を作って、できるだけ方言を使わないように原稿を作りましたので、それを読ませていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま上程されております議案第28号、副市長選任議案について、反対の立場から討論申し上げます。

まず、明確に申し上げます。市政の混乱と停滞を招いているのは議会ではありません。市長自身の議会軽視の姿勢こそが、その根幹、原因であります。

本議案は、これまでに同一内容のまま5度提出され、5度とも否決されております。それにもかかわらず、市長は説明責任の果たし方も、議案内容の修正も行わず、同じ議案を執拗に提出され続けております。これは議会運営の常識から見ても異常であり、ロバート議事法、会議や役員会議、そして、我々市議会の議会、議会等にもよく用いられている方法でございますが、ロバート議事法の観点からも問題とされる行為であります。

まず、ロバート議事法の明確なことといたしまして、ロバート議事法では、否決された同一議案を同一会期中、我々大川は年に4回会期を持っているので、この同一会期ということとはまず当たらないかもしれませんが、同一会期中に内容を変えず再提出することは、同一動議の反復として禁止されております。理由は明確です。議会の意思決定を尊重するため、行

政権力が議会に圧力をかけることを防ぐため、議会の独立性を守るため、市長の行為はこの原則に真っ向から反しております。

次に、地方自治法の観点からも問題があります。

地方自治法では、市長は執行機関、そして、議会は議決機関でありますと明確に区分され、両者は対等であると定められております。議会は市長の提案を追認する機関ではなく、議案を審査し、必要であれば拒否する権限と責務を担う機関です。市長が議会の判断を無視し、同一議案を繰り返し提出されることは、議会の議決権を侵害する行為であり、地方自治法の内容にも反しております。また、ほかの地方議会からも前例がないとあきれております。他市の議員さんや、また、県外の議員さんからも同じように私のほうにも連絡をいただいております。

この異常な状況は、本市だけの問題ではありません。ほかの自治体機関の関係者からも、こんな運営は聞いたことがない、議会の意思を無視している、制度の悪用ではないかといった声が寄せられております。本市の議会運営が外部からも問題視されている事態に陥っていることを市長は重く受け止めるべきであります。

市長の外部発言は議会への圧力であり、責任転嫁。さらに市長は、来賓挨拶など公的な場、またいろんな場面において、私一人しかいない、議会が反対するからとか、市政が停滞しているとか、また市民からは、部長制度がないから代理がないんだよね、そういった声も聞かれておりますけれども、そういった発言を繰り返しております。しかし、これは事実と反します。市長が欠席する場合、担当課長が代理出席することは可能であり、実務上、何ら問題はございません。それにもかかわらず、あえて代理を出さないことで、市政が停滞しているという印象を市民に与えようとしております。

ちなみにですが、担当課長へ市長の欠席が分かって案内が来ましたかとお聞きしたところ、来ておりませんという回答もいただいております。これは市民を利用した議会への外部圧力であり、責任転嫁であり、行政の長として極めて不適切であります。

議会は市長の暴走を止める最後のとりで。議会は市長の提案を無条件に追認する機関ではありません。副市長という重要な役職について、議会が慎重に審査し、適格性に疑義があると判断した結果として否決しているものであり、それは議会の正当な権限であり、責務であります。

市長が行うべきは、議会の判断を尊重し、必要な説明を尽くし、議案の修正や候補者の再

考を行うことです。決して市民の前で議会を非難し、対立をあおることではありません。

これ以上、市政の混乱と低迷を招かないでほしい。そして、これ以上、国や県の信頼を失わないでほしい。そう思っておる次第です。

5度も同一議案を出されたということは、我々議会に対してどう市長が考えられているのか分かりませんが、これからは私個人のこともかもしれませんが、そう言いながらも、市長のほかの方たちから、外部のほうから強く圧力をかけられて、市長も仕方なく何度も何度も繰り返されているのではなかろうかとも感じられますけれども、そういったことに関しては一部、江藤市長、江藤さんにおいても同情するところもありますけれども、やはりこういうことが続けられることはよくないかと思っております。

ぜひとも議会の皆さんのことに関しては、他市の議会からもそういった目で見られていることを考えますと、ぜひともこの議案に対して否決を行っていただくことをお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、4番西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。

一昨年12月議会で副市長に本村和也氏が提案されてから1年半が過ぎました。この1年半、行政経験豊富な本村和也氏を副市長に登用できなかったことは、部長職や副部長職のない大川市にとって大きな損失でした。一日も早く本村和也氏の力が大川市には必要です。執行部が市政に臨むに当たり、最も力を発揮できる体制づくり、これに協力することが一つの議員の責務だと私は感じております。

したがって、私は今回も大川市副市長の選任について賛成をいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（永島 守）

次に、5番馬淵議員。

○5番（馬淵清博）（登壇）

議席番号5番、馬淵でございます。本日は、議案第28号 大川市副市長の選任について、反対討論をさせていただきます。

令和6年、一昨年12月15日月曜日、午前9時半頃に、私は何らかの用事がありまして人事秘書課、秘書室を訪ねました。すると、そこには当日付けで再任用されました本村和也さんが座っておられました。私は本村さんに、今日から人事秘書課に来られたそうですね、頑張ってくださいという声をおかけいたしました。本村さんがどのような返事をされたかは、私はつきり記憶はありません。でも、本村さんは次の日、16日のお昼をもって辞められたと伺いました。1日半で辞められる。本人の意思なのか。後で、辞めなさいと言ったというお話まで伺っており、その理由は錯綜しております。また、彼のその行動はいま一つ理解しがたいところがございます。そんなに簡単にお辞めになる、そのような方が要職に耐え得るのか、耐え得る人材なのか、いまだに疑問があり、反対させていただきます。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号12番、遠藤博昭です。私は、この議案に対しては反対の立場で意見を申し上げます。

本村氏は、先ほど馬淵議員からもありましたように、令和6年12月に希望して再任用職員として採用されたにもかかわらず、1日半の勤務で、理由も定かではなく仕事を放棄されており、とても副市長の任務が務まるとは思えません。

さらに、この人事案に関しては、市長は何の改善も打開策もなく、同じ人物の名前を繰り返し上程されており、市政や議会に対しての誠意が全く感じられません。

よって、私は今回の提案には同意しかねます。

以上です。

○議長（永島 守）

それでは、これから採決をいたしたいと思います。

議案第28号 大川市副市長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本案は不同意とされました。

次に、議案第29号 大川市農業委員会の委員の選任についてから議案第42号 大川市農業

委員会の委員の選任についてまでの14件については、関連しておりますので、一括議題いたします。

これから、ただいま議題としております案件について一括質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はございません。よって、討論についても一括して行いますが、希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第29号 大川市農業委員会の委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第30号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第31号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第32号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第33号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第34号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第35号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第36号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

議案第37号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第38号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第39号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第40号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第41号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第42号 大川市農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第25号並びに議案第27号を一括議題といたします。

これから、ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑の通告はあっておりません。

次に、議案を所管する委員会に付託いたします。

なお、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、総務委員会に付託しておりました議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算並びに議案第27号 財産の取得についてを議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びにその結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、遠藤博昭議員。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんこんにちは。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第1号）について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、旧緒方家住宅整備事業において、工期延長及び物価上昇等に伴い契約変更が必要となることから、歳入歳出予算の継続費及び地方債の補正を行うとするものであり、その概要は次のとおりであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、教育費において、旧緒方家住宅保存修理工事監理業

務委託料の増額500万円及び旧緒方家住宅保存修理工事費の増額2,000万円を計上し、補正総額は2,500万円となったところであり、これらの財源といたしましては、歳出に見合う繰越金及び市債をもって充当するとのことであります。

継続費の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、総額及び令和8年度の年割額の変更を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、度重なる事業費の増額、工期の延長が行われているが、事前に分からなかったのか、どのようなところに問題があるのか、また、市民に一般公開されるのはいつ頃になるのか等ただしたところ、度重なる変更で御迷惑をおかけしている、文化財ということとで難しいところもあり、家屋のゆがみや、ずれの補修、土壁の乾燥等、想定を超える時間を要し、増工が必要となっている。今年度予定していた外構の設計業務も来年度に延ばさざるを得ず、全体の完成は令和10年度以降になる。再度の変更がないよう進捗を見極めながら進めていきたい旨の答弁がなされました。

さらに委員会からは、一度始めた事業は途中でやめることはできない、市民も一刻も早い一般公開を望んでいる、また、観光の起爆剤としても期待しているので、最後の完成まで鋭意努力をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号 財産の取得について御報告申し上げます。

説明によりますと本案は、大川市消防団第1分団第4部の消防ポンプ自動車について買換えを予定しているため、購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるところであります。

委員からは、福岡市の業者が落札しているようだが、遠方であり、メンテナンスは問題なくできるのかただしたところ、昨年も同じ事業者から購入しているが、年1回の定期点検を含め問題なくできている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第25号 令和8年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りをいたします。明日6月16日と17日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月18日の午前9時から開くこととなっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後0時1分 散会